

## 武富士と武井家に対し徹底的責任追及を求める決議

2011（平成23）年11月26日

全国クレサラ・ヤミ金被害者交流集会 IN 愛媛

参加者一同

本年10月31日、東京地方裁判所民事第8部は、武富士管財人の会社更生計画について、認可を決定した。

小畑英一管財人の発表によれば、更生債権者の議決権額の85.43%が更生計画に同意し、うち過払債権者の同意率は88.07%とされている。3.3%という極めて低い弁済率からすると、異常な同意率である。

この異常な同意率の裏には、問合せ先であるはずのコールセンターが執拗に同意を求める電話をかけ、虚偽の説明を行うなど、目的のためなら違法行為も厭わないという武富士の体質が如実に表れている。

我々は、会社更生の申立代理人が管財人に就任すること自体が不公正であること、コールセンターを問い合わせ先とすることが不公正であること、など何度となく東京地方裁判所及び小畑管財人に対して申し入れを行ってきたが、東京地方裁判所及び小畑管財人は、我々の申し入れをことごとく無視し続けた。

特に小畑氏が管財人として不適任であることは、全国6弁護士会から会長声明等がなされていたところであるが、東京地方裁判所は小畑管財人を解任することなく、会社更生手続を「強行」したものであり、東京地方裁判所及び小畑管財人に対しては、強い非難が向けられなければならない。

不公正な手段で会社更生手続が進められている以上、認可決定の効力を争うことは当然であり、現在、認可決定に対する即時抗告を行ない、議決権行使に関する様々な違法行為の存在を指摘し、会社更生手続を廃止に追い込む活動が行われている。

しかし、我々の究極的かつ最大の目的は、数多の被害者を生みだした武富士創業家である武井一族及び役員の法的責任を徹底的に追及することである。

武富士は、長年にわたり、何も知らない消費者から違法な高金利を徴収することにより膨大な利益を貪り、武井一族たちは莫大な富を得てきた。

違法な利益を蓄積し続けてきた武井一族の法的責任を追及することは必須である。そのため、彼らが違法な利息を収奪しあるいは違法な経営によって武富士を破綻させ過払金を返還できなくさせた法的責任を追及するために、本日現在、全国15地裁1支部に、35都道府県の2100名を超える被害者が原告として損害賠償請求訴訟を提起しており、訴額の合計は約47億円にも上っている。

今後も、1万人の原告の参集を目指して訴訟の輪を広げるとともに、各地における訴訟を連携させ、武井一族及び元役員を包囲し、その責任を徹底的に追及していく所存である。

我々は武富士の不公正な会社更生手続を糾弾するとともに、武富士創業家である武井一族及び元役員の責任を徹底的に追及することをここに決意し、表明するものである。